

令和6年7月9日

組合員 各位

埼玉県農業共済組合
組合長理事 福田和明

職員の懲戒処分について

今般、誠に遺憾ながら、当共済組合において不祥事件が発生いたしました。

概要については、本年4月に再雇用職員（60代 男性）が、組合所有のガソリン携行缶を持ち出し、公用車の給油時に別途ガソリン携行缶へも給油し、その後自家用車などに使用した業務上横領の事案です。

令和6年1月から4月まで計6回（被害額 9, 537円）。

被害額については、全額弁済しているため、刑事告訴はしていません。

令和6年7月8日に理事会を開催し業務上横領により共済組合に損害を与え、共済組合の信用を著しく失墜したことから、当該職員を5月24日懲戒解雇とし、管理監督責任として3名の減給、2名の訓戒処分とすることといたしました。

また、組合長は役員報酬の一部を自主返納したことをお知らせいたします。

今後は、再発防止策も含め、不祥事を再び繰り返さないようコンプライアンス（法令遵守）の強化に一層努めて参ります。

令和6年7月9日

組合員 各位

埼玉県農業共済組合
組合長理事 福田和明

職員の懲戒処分について

今般、誠に遺憾ながら、当共済組合において不祥事件が発生いたしました。

概要については、本年2月に職員（50代 男性）が、建物共済の被害申請をした際、虚偽の請求をした事案です。

令和6年2月、エアコン2台、給湯器1台の盗難及び毀損を被害申請し、共済組合で確認したところ、エアコン1台、給湯器1台であることが判明しました。

被害額については、支払審査中のためありませんでしたので、刑事告訴はしておりません。

令和6年7月8日に理事会を開催し、当該職員を7月9日降格処分といたしました。

今後は、再発防止策も含め、不祥事を再び繰り返さないようコンプライアンス（法令遵守）の強化に一層努めて参ります。